

議案第 1 1 0 号

飛驒市使用料徴収条例の一部を改正する条例について

飛驒市使用料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 5 年 1 1 月 2 8 日提出

飛驒市長 都 竹 淳 也

提案理由

飛驒市学校開放施設及びスポーツ施設の使用料見直しに伴う改正

飛驒市使用料徴収条例の一部を改正する条例

飛驒市使用料徴収条例（平成16年飛驒市条例第70号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

1 飛驒市学校開放施設の使用料

行政財産の名称	区分	使用料				備考
		早朝	午前	午後	夜間	
		6:00	8:00	13:00	18:00	
		—	—	—	—	
		8:00	12:00	17:00	22:00	
古川中学校			円	円	円	1 山之村小中学校 以外の屋内運動場 については、半面 使用の額とする。 2 照明料
	屋内運動場	—	820	820	820	
	柔剣道場		590	590	590	
	卓球場		590	590	590	
	グラウンド	410	820	820	820	
河合小学校	屋内運動場	—	820	820	820	屋内運動場 1時 間あたり460円 屋内運動場照明料 は半面使用の額と する。
宮川小学校	グラウンド	410	820	820	820	
神岡小学校						
神岡中学校						
古川小学校	屋内運動場	—	820	820	820	
古川西小学校	グラウンド	410	820	820	—	グラウンド 1時 間あたり940円
山之村小中学校						

						場・卓球場 使用 料に含む。
吉城高等学校運 動場夜間照明施 設	照明施設		1時間あたり2,010円			
飛驒神岡高等学 校運動場夜間照 明施設	照明 施設	全灯	1時間あたり4,020円			
		野球場	1時間あたり2,010円			
		サッカー場	1時間あたり2,010円			

別表第2 1 公の施設の使用料(3)スポーツ施設の表を次のように改める。

(3) スポーツ施設

公の施設の名 称	区分	使用料				備考
		早朝	午前	午後	夜間	
		6:00	8:00	13:00	18:00	
		—	—	—	—	
		8:00	12:00	17:00	22:00	
古川トレーニ ングセンター	体育室	円 —	円 820	円 820	円 820	1 体育室については、 片面使用の額とする。 2 照明料 体育室 1時間あたり 460円 体育室照明料は片面使 用の額とする。 ステージ・多目的トレ ーニング室 使用料に 含む。
	ステージ		350	350	350	
	多目的トレーニ ング室		820	820	820	
古川町森林公 園	テニスコート(1 面につき)	410	820	820	820	1 照明料 1時間あた り460円
	キャ ンプ	テントサイ ト	1区画あたり3,980円			1 1日は24時間以内と する。

場	車両乗入れ	1台あたり1,240円				
	野球場	660	1,300	1,300	1,300	1 照明料
	陸上競技場	660	1,300	1,300	1,300	野球場 1時間あたり 2,010円 陸上競技場 1時間あたり 2,010円
サン・スポーツランドふるかわ	グラウンド	1,240	2,490	2,490	2,490	1 照明料 1時間あたり 2,010円
	ミーティングルーム	170	350	350	350	1 照明料 使用料に含む。
	グラウンドゴルフ場	660	1,300	1,300	—	
増島児童公園グラウンド	—	410	820	820	820	1 照明料 1時間あたり 940円
杉崎公園グラウンド	—	2,490	4,970	4,970	4,970	1 照明料 1時間あたり 1,540円
杉崎ゲートボール場	ゲートボール場	290	590	590	—	
黒内屋内運動場	—	—	820	820	820	1 照明料 1時間あたり 460円
元田体育館	—	—	820	820	820	1 照明料 1時間あたり 460円
角川体育館	—	—	820	820	820	
稲越健康管理センター	体力テスト室	—	350	350	350	1 照明料 使用料に含む。
	休憩室		350	350	350	
稲越運動広場	グラウンド	660	1,300	1,300	1,300	1 照明料 1時間あたり 1,540円
	ゲートボール場	290	590	590	—	
羽根運動広場	グラウンド	410	820	820	820	1 照明料 1時間あたり 940円

元田運動広場	グラウンド	660	1,300	1,300	1,300	1	照明料 1時間あたり1,540円
角川グラウンド	—	410	820	820	820	1	照明料 1時間あたり940円
角川ゲートボール場	ゲートボール場	290	590	590	—		
角川屋内運動場	土間体育館	—	820	820	820	1	照明料 1時間あたり460円
宮川スポーツ公園施設	多目的グラウンド	330	650	650	650	1	多目的グラウンドについては、半面使用の額とする。 2 照明料 1時間あたり770円 照明料は半面使用の額とする。
	テニスコート（1面あたり）	410	820	820	—		
宮川山村広場施設	グラウンド	410	820	820	820	1	半面使用の場合、半額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。 2 照明料 1時間あたり940円
宮川アリーナ	土間体育館	—	820	820	820	1	使用料は、ゲートボール1面あたりとする。 2 照明料 1時間あたり460円

坂下体育館	—	—	820	820	820	1 照明料 1時間あたり460円
坂下グラウンド	—	290	590	590	—	
大無雁広場	グラウンド	290	590	590	590	1 照明料 1時間あたり940円
種蔵広場	グラウンド	290	590	590	590	1 照明料 1時間あたり940円
サン・ビレッジ神岡	アリーナ	—	820	820	820	1 アリーナについては、半面使用の額とする。 2 照明料 アリーナ 1時間あたり460円 アリーナ照明料は半面使用の額とする。 トレーニング室 使用料に含む。
	トレーニング室		350	350	350	
桜ヶ丘体育館	体育室	—	820	820	820	1 体育室については、半面使用の額とする。 2 照明料 体育室 1時間あたり460円 体育室照明料は半面使用の額とする。 卓球場・柔道場・剣道場・会議室・トレーニング室 使用料に含む。
	卓球場		590	590	590	
	柔道場		590	590	590	
	剣道場		590	590	590	
	会議室		350	350	350	
	トレーニング室		350	350	350	
	シャワー		1回につき100円			

	公開使用（体育室・卓球場・柔道場・剣道場・トレーニング室）		200	200	200	3	公開使用 高校生以下・障がい者・70歳以上は、100円とする。
釜崎社会体育館	体育室	—	820	820	820	1	照明料 1時間あたり460円
釜崎屋内ゲートボール場	土間体育館	—	820	820	820	1	照明料 1時間あたり460円
坂巻公園野球場	グラウンド	1,240	2,490	2,490	2,490	1	照明料 1時間あたり2,010円
山田体育館	屋内運動場	—	820	820	820	1	照明料 1時間あたり460円
山田グラウンド	—	410	820	820	820	1	照明料 1時間あたり940円
神岡東グラウンド	—	410	820	820	—		
市営水泳プール	河合プール 宮川プール 旭ヶ丘プール	—	高校生以上 110円 中学生以下 60円 幼児 無料			—	
飛騨かわいスキー場	第2リフト、第3リフト、第4リフト及び第5リフト	—	—	—	—	1	リフト券 (1) 1回券 260円 (2) 12回券 2,610円 (3) 午前券 2,610円 (4) 午後券 2,610円 (5) 1日券 3,660円 (6) シーズン券

						31,420円
						2 リフト券は各リフト 共通とし、購入者本人 に限り有効とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の飛騨市使用料徴収条例の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

飛騨市使用料徴収条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行							改正案								
本則・附則 略 別表第1（第2条関係） 1 飛騨市学校開放施設の使用料							本則・附則 略 別表第1（第2条関係） 1 飛騨市学校開放施設の使用料								
行政財産の名称	区分	使用料				備考	行政財産の名称	区分	使用料				備考		
		早朝	午前	午後	夜間				早朝	午前	午後	夜間			
		6:00 — 8:00	8:00 — 12:00	13:00 — 17:00	18:00 — 22:00				6:00 — 8:00	8:00 — 12:00	13:00 — 17:00	18:00 — 22:00			
古川中学校	屋内運動場	—	円 730	円 730	円 730	1 山之村小中学校以外の屋内運動場については、片面使用の額とする。 2 照明料 屋内運動場 1時間あたり 410円	古川中学校	屋内運動場	—	円 820	円 820	円 820	1 山之村小中学校以外の屋内運動場については、片面使用の額とする。 2 照明料 屋内運動場 1時間あたり 460円 屋内運動場照明料は片面使用の額とする。 グラウンド 1時間あたり 940円 古川中学校柔剣道場・卓球場 使用料に含む。		
	柔剣道場	—	520	520	520			—	590	590	590				
	卓球場	—	520	520	520			—	590	590	590				
	グラウンド	360	730	730	730			410	820	820	820				
河合小学校 宮川小学校 神岡小学校 神岡中学校	屋内運動場	—	730	730	730	グラウンド 1時間あたり 830円 古川中学校柔剣道場・卓球場 使用料に含む。	河合小学校 宮川小学校 神岡小学校 神岡中学校	屋内運動場	—	820	820	820	グラウンド 1時間あたり 940円 古川中学校柔剣道場・卓球場 使用料に含む。		
	グラウンド	360	730	730	730			410	820	820	820				
古川小学校 古川西小学校 山之村小中学校	屋内運動場	—	730	730	730	グラウンド 1時間あたり 830円 古川中学校柔剣道場・卓球場 使用料に含む。	古川小学校 古川西小学校 山之村小中学校	屋内運動場	—	820	820	820	グラウンド 1時間あたり 940円 古川中学校柔剣道場・卓球場 使用料に含む。		
	グラウンド	360	730	730	—			410	820	820	—				
古城高等学校 運動場夜間照明施設	照明施設	1時間あたり1,780円					古城高等学校 運動場夜間照明施設	照明施設	1時間あたり2,010円						
飛騨神岡高等学校 運動場夜間照明施設	照明施設	全灯	1時間あたり3,560円					飛騨神岡高等学校 運動場夜間照明施設	照明施設	全灯	1時間あたり4,020円				

資料

野球場	1時間あたり1,780円
サッカー場	1時間あたり1,780円

野球場	1時間あたり2,010円
サッカー場	1時間あたり2,010円

別表第2（第2条関係）

1 公の施設の使用料

- (1) 公民館施設・(2) コミュニティー施設 略
(3) スポーツ施設

公の施設の名称	区分	使用料				備考
		早朝	午前	午後	夜間	
		6:00 — 8:00	8:00 — 12:00	13:00 — 17:00	18:00 — 22:00	
古川トレーニングセンター	体育室	円 —	円 730	円 730	円 730	1 体育室については、半面使用の額とする。 2 照明料 体育室 1時間あたり410円 多目的トレーニング室 使用料に含む。
	ステージ		310	310	310	
	多目的トレーニング室		730	730	730	
古川町森林公園	テニスコート (1面につき)	360	730	730	730	1 照明料 1時間あたり410円
	キャンプ場	テントサイト	1区画あたり3,520円			1 1日は24時間以内とする。

別表第2（第2条関係）

1 公の施設の使用料

- (1) 公民館施設・(2) コミュニティー施設 略
(3) スポーツ施設

公の施設の名称	区分	使用料				備考
		早朝	午前	午後	夜間	
		6:00 — 8:00	8:00 — 12:00	13:00 — 17:00	18:00 — 22:00	
古川トレーニングセンター	体育室	円 —	円 820	円 820	円 820	1 体育室については、半面使用の額とする。 2 照明料 体育室 1時間あたり460円 体育室照明料は半面使用の額とする。 ステージ・多目的トレーニング室 使用料に含む。
	ステージ		350	350	350	
	多目的トレーニング室		820	820	820	
古川町森林公園	テニスコート (1面につき)	410	820	820	820	1 照明料 1時間あたり460円
	キャンプ場	テントサイト	1区画あたり3,980円			1 1日は24時間以内とする。

資料

		車両乗入れ 1台あたり1,100円				
	野球場	580	1,150	1,150	1,150	1 照明料 野球場 1時間あたり1,780円 陸上競技場 1時間あたり1,780円
	陸上競技場	580	1,150	1,150	1,150	
サン・スポーツランド ふるかわ	グラウンド	1,100	2,200	2,200	2,200	1 照明料 1時間あたり1,780円
	ミーティングルーム	150	310	310	310	—————
	グラウンドゴルフ場	580	1,150	1,150	—	—————
増島児童公園グラウンド	—	360	730	730	730	1 照明料 1時間あたり830円
杉崎公園グラウンド	—	2,200	4,400	4,400	4,400	1 照明料 1時間あたり1,360円
杉崎ゲートボール場	ゲートボール場	260	520	520	—	
黒内屋内運動場	—	—	730	730	730	1 照明料 1時間あたり410円
元田体育館	—	—	730	730	730	1 照明料 1時間あたり410円
角川体育館	—	—	730	730	730	1 照明料 1時間あたり410円
稲越健康管理センター	体力テスト室	—	310	310	310	1 照明料 使用料を含む。
	休憩室		310	310	310	
稲越運動広場	グラウンド	580	1,150	1,150	1,150	1 照明料 1時間あたり1,360円
	ゲートボール場	260	520	520	—	
羽根運動広場	グラウンド	360	730	730	730	1 照明料 1時間あたり830円

		車両乗入れ 1台あたり1,240円				
	野球場	660	1,300	1,300	1,300	1 照明料 野球場 1時間あたり2,010円 陸上競技場 1時間あたり2,010円
	陸上競技場	660	1,300	1,300	1,300	
サン・スポーツランド ふるかわ	グラウンド	1,240	2,490	2,490	2,490	1 照明料 1時間あたり2,010円
	ミーティングルーム	170	350	350	350	1 照明料 使用料を含む。
	グラウンドゴルフ場	660	1,300	1,300	—	
増島児童公園グラウンド	—	410	820	820	820	1 照明料 1時間あたり940円
杉崎公園グラウンド	—	2,490	4,970	4,970	4,970	1 照明料 1時間あたり1,540円
杉崎ゲートボール場	ゲートボール場	290	590	590	—	
黒内屋内運動場	—	—	820	820	820	1 照明料 1時間あたり460円
元田体育館	—	—	820	820	820	1 照明料 1時間あたり460円
角川体育館	—	—	820	820	820	1 照明料 1時間あたり460円
稲越健康管理センター	体力テスト室	—	350	350	350	1 照明料 使用料を含む。
	休憩室		350	350	350	
稲越運動広場	グラウンド	660	1,300	1,300	1,300	1 照明料 1時間あたり1,540円
	ゲートボール場	290	590	590	—	
羽根運動広場	グラウンド	410	820	820	820	1 照明料 1時間あたり940円

資料

元田運動広場	グラウンド	580	1,150	1,150	1,150	1 照明料 1時間あたり1,360円	元田運動広場	グラウンド	660	1,300	1,300	1,300	1 照明料 1時間あたり1,540円
角川グラウンド	—	360	730	730	730	1 照明料 1時間あたり830円	角川グラウンド	—	410	820	820	820	1 照明料 1時間あたり940円
角川ゲートボール場	ゲートボール場	260	520	520	—		角川ゲートボール場	ゲートボール場	290	590	590	—	
角川屋内運動場	土間体育館	—	730	730	730	1 照明料 1時間あたり410円	角川屋内運動場	土間体育館	—	820	820	820	1 照明料 1時間あたり460円
宮川スポーツ公園施設	多目的グラウンド	580	1,150	1,150	1,150	1 片面使用の場合、半額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。 2 照明料 1時間あたり1,360円	宮川スポーツ公園施設	多目的グラウンド	330	650	650	650	1 多目的グラウンドについては、片面使用の額とする。 2 照明料 1時間あたり770円 照明料は片面使用の額とする。
	テニスコート (1面あたり)	360	730	730	—			テニスコート (1面あたり)	410	820	820	—	
宮川山村広場施設	グラウンド	360	730	730	730	1 片面使用の場合、半額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。 2 照明料 1時間あたり830円	宮川山村広場施設	グラウンド	410	820	820	820	1 片面使用の場合、半額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。 2 照明料 1時間あたり940円
宮川アリーナ	土間体育館	—	730	730	730	1 使用料は、ゲートボール1面あたりとする。 2 照明料 1時間あたり410円	宮川アリーナ	土間体育館	—	820	820	820	1 使用料は、ゲートボール1面あたりとする。 2 照明料 1時間あたり460円

資料

坂下体育館	—	—	730	730	730	1 照明料 1時間 あたり410円	坂下体育館	—	—	820	820	820	1 照明料 1時間 あたり460円
坂下グラウンド	—	260	520	520	—		坂下グラウンド	—	290	590	590	—	
大無雁広場	グラウンド	260	520	520	520	1 照明料 1時間 あたり830円	大無雁広場	グラウンド	290	590	590	590	1 照明料 1時間 あたり940円
種蔵広場	グラウンド	260	520	520	520	—	種蔵広場	グラウンド	290	590	590	590	1 照明料 1時間 あたり940円
サン・ビレッジ神岡	アリーナ	—	730	730	730	1 アリーナについては、半面使用の額とする。 2 照明料 アリーナ 1時間あたり410円	サン・ビレッジ神岡	アリーナ	—	820	820	820	1 アリーナについては、半面使用の額とする。 2 照明料 アリーナ 1時間あたり460円 アリーナ照明料は半面使用の額とする。
	トレーニング室		310	310	310	トレーニング室 使用料に含む。		トレーニング室		350	350	350	トレーニング室 使用料に含む。
桜ヶ丘体育館	体育室	—	730	730	730	1 体育室については、半面使用の額とする。 2 照明料 体育室 1時間あたり410円	桜ヶ丘体育館	体育室	—	820	820	820	1 体育室については、半面使用の額とする。 2 照明料 体育室 1時間あたり460円
	卓球場		520	520	520	卓球場・柔道場・剣道場・会議室・トレーニング室 使用料に含む。		卓球場		590	590	590	体育室照明料は半面使用の額とする。
	柔道場		520	520	520			柔道場		590	590	590	卓球場・柔道場・剣道場・会議室・トレーニング室 使用料に含む。
	剣道場		520	520	520			剣道場		590	590	590	
	会議室		310	310	310			会議室		350	350	350	
	トレーニング室		310	310	310			トレーニング室		350	350	350	
	シャワー		1回につき100円					シャワー		1回につき100円			
公開使用（体育室・卓球場・柔道場・剣道場・トレーニング室）		100	100	100	3 公開使用 高校生以下・障がい者・70歳以上は、50円とする。	公開使用（体育室・卓球場・柔道場・剣道場・トレーニング室）		200	200	200	3 公開使用 高校生以下・障がい者・70歳以上は、100円とする。		
釜崎社会体育館	体育室	—	730	730	730	1 照明料 1時間 あたり410円	釜崎社会体育館	体育室	—	820	820	820	1 照明料 1時間 あたり460円

資 料

釜崎屋内ゲートボール場	土間体育館	—	730	730	730	1 照明料 1時間 あたり410円	釜崎屋内ゲートボール場	土間体育館	—	820	820	820	1 照明料 1時間 あたり460円	
坂巻公園野球場	グラウンド	1,100	2,200	2,200	2,200	1 照明料 1時間 あたり1,780円	坂巻公園野球場	グラウンド	1,240	2,490	2,490	2,490	1 照明料 1時間 あたり2,010円	
山田体育館	屋内運動場	—	730	730	730	1 照明料 1時間 あたり410円	山田体育館	屋内運動場	—	820	820	820	1 照明料 1時間 あたり460円	
山田グラウンド	—	360	730	730	730	1 照明料 1時間 あたり830円	山田グラウンド	—	410	820	820	820	1 照明料 1時間 あたり940円	
神岡東グラウンド	—	360	730	730	—		神岡東グラウンド	—	410	820	820	—		
市営水泳プール	河合プール	—	高校生以上 100円		—		市営水泳プール	河合プール	—	高校生以上 110円		—		
	宮川プール	中学生以下 50円		幼児 無料	市営水泳プール			宮川プール	中学生以下 60円		幼児 無料			
	旭ヶ丘プール							市営水泳プール	旭ヶ丘プール					
飛騨かわいスキー場	第2リフト、第3リフト、第4リフト及び第5リフト	—	—	—		—	1 リフト券 (1) 1回券 260円 (2) 12回券 2,610円 (3) 午前券 2,610円 (4) 午後券 2,610円 (5) 1日券 3,660円 (6) シーズン券 31,420円 2 リフト券は各リフト共通とし、購入者本人に限り有効とする。		飛騨かわいスキー場	第2リフト、第3リフト、第4リフト及び第5リフト		—	—	—
以下 略							以下 略							

条例関係議案要旨

議案名	飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例について
担当部	教育委員会事務局
提案理由	飛騨市学校開放施設及びスポーツ施設の使用料見直しに伴う改正
制定改廃の根拠等	市独自の改正
条例の概要	<p>【改正の趣旨及び内容】</p> <p>(1) 使用料及び照明料の増額改正</p> <p>① 物価高騰による飛騨市学校開放施設及びスポーツ施設（※飛騨かわいスキー場を除く。）の維持管理費増に伴い、利用者費用負担額を見直し、一律13%の使用料及び照明料の増額改正を行うもの。</p> <p>② 桜ヶ丘体育館（公開使用）使用料の増額改正</p> <p>公開使用にあたっての使用料額を近隣市の類似施設との対比により増額調整を行うもの。特に令和4年度までにトレーニング室の再整備、リニューアルが完了したことから、改めて利用料金の見直しを行うもの。</p> <p>・使用料増額：100円→200円に増額し、高校生以下・障がい者・70歳以上を50円→100円に増額</p> <p>(2) 施設照明料取扱いの明確化</p> <p>片面利用が想定される施設につき、照明料の取扱い範囲を表記し、明確化するもの。</p>
市民への影響等	<p>【市民への影響】</p> <p>減免団体を除くすべての施設利用者にとっては負担が増える。</p> <p>【影響の規模】</p> <p>(1)-①・年間利用者 97,543人（令和4年度実績より）</p> <p>・今回の改正による歳入増額 2,153千円（令和4年度実績より）</p> <p>(1)-②・年間利用者 5,412人（令和4年度実績より）</p> <p>・今回の改正による歳入増額 998千円（令和4年度実績より）</p>
施行日	令和6年4月1日
備考	